

困り事や悩み事… 一人で抱え込まず、 相談を



市民生活センターの 相談窓口

市民生活センターでは、暮らしの中で起こるいろいろな困り事・悩み事や契約トラブルなどに関する相談に、次の日程で応じています。一人や家族で抱え込まず、まずは相談してみませんか。

■問い合わせ先 市民生活センター（駅前町、ヒロ口3階、☎ 33・5830、34・3179）

市民相談・消費生活相談

▽とき 午前8時半～午後5時（月曜日は休館）
▽内容 日常生活の困り事・心配事や契約トラブル・多重債務など、消費生活に関する事
▽相談員 市職員

各種相談窓口

市民生活センターの相談窓口のほかに、次の日程で各種相談窓口が設置されます。困り事・悩み事があるときは、一人で抱え込まず、早めに相談を。

借金に関する相談窓口

▽とき 月～金曜日（祝日・年末年始除く）の午前8時半～正午、午後1時～4時半
▽ところ 青森財務事務所（青森市新町2丁目、青森合同庁舎3階）
▽相談専用電話番号 ☎ 青森 017・774・6488
■問い合わせ先 青森財務事務所理財課（☎ 青森 017・722・1463）

女性の人权ホットライン強化週間

平日の相談時間の延長と土・日曜日の電話相談を行います。
▽とき 11月13日～19日の午前8時半～午後7時（土・日曜日は午前10時～午後5時）

行政相談

▽とき 毎週水曜日、午前10時～午後3時
▽内容 行政活動に対する要望・意見・苦情に関する事
▽相談員 行政相談委員

不動産相談

▽とき 毎月第2・3木曜日、午後1時～4時
▽内容 不動産取引、賃貸借トラブルなどに関する事
▽相談員 全日本不動産協会弘前地区会員、青森県宅地建物取引業協会弘前支部会員

土地家屋調査士相談

▽とき 毎月第1金曜日、午後1時～4時
▽内容 不動産表示登記、土地・建物の調査・測量などに関する事
▽相談員 青森県土地家屋調査士会弘前支部会員

▽内容 職場における差別、夫・親子・パートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為など、女性に対するあらゆる人権侵害についての電話相談
▽電話番号 ☎ 0570・070・810

■問い合わせ先 青森地方法務局人権擁護課（☎ 青森 017・776・9024）

くらしとお金の安心相談会

▽とき 12月6日（水）、午前10時～午後4時
▽ところ 市民生活センター（駅前町、ヒロ口3階）
▽内容 生活再建や債務整理に必要な資金の貸し付けに関する事
※事前の申し込みが必要。
■問い合わせ・申込先 消費者信用生活協同組合青森事務所（☎ 青森 017・752・6755）

第69回人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、12月4日～10日を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及のため、啓発活動を行っています。

○青森地方法務局弘前支局（早稲田3丁目）では、毎週月～金曜日の午前10時～午後5時に、常設人権相談所を開設し相談に応じています。
○人権擁護委員は毎週金曜日、行政相談委員は毎週水曜日に、市民生活センターでも相談に応じています。時間はいずれも午前10時～午後3時。

人権相談

▽とき 毎週金曜日、午前10時～午後3時
▽内容 いじめや虐待など、人権に関する事
▽相談員 人権擁護委員

○次の相談窓口の利用は、事前の予約が必要です。

交通事故相談

▽予約先 青森県交通事故相談所（☎ 青森 017・734・9235）
▽とき 每月第1・3木曜日
▽内容 交通事故に関する事
▽相談員 青森県交通事故相談所相談員

法テラス青森無料法律相談

▽予約先 法テラス青森（☎ 050・3383・5552）
▽とき 每週火曜日の午後1時～4時、隔週土曜日の午前10時半～午後0時半
▽内容 離婚、相続、金銭トラブル、多重債務など
▽対象 収入や資産が一定の基準以下の人
▽相談員 登録弁護士、司法書士

【特設人権相談所】

▽とき 12月1日・8日、午前10時～午後3時
▽ところ 市民生活センター（駅前町、ヒロ口3階）
▽内容 いじめや虐待など、人権に関する事
▽相談員 人権相談委員
■問い合わせ先 青森地方法務局弘前支局（☎ 26・1150）

総合市民相談

▽とき 12月16日（土）、午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）
▽ところ 市民生活センター（駅前町、ヒロ口3階）
▽内容 法律、税務、金銭貸借（消費者金融）、交通事故、相続・遺言、登記、離婚、家庭内の悩み事など
▽相談員 弁護士、税理士、人権擁護委員、行政相談委員ほか
▽申し込み方法 弁護士との相談は予約制（先着8人）で、12月1日の午前8時半から電話で受け付けます。弁護士との相談以外は、事前の予約は不要です。
■問い合わせ・申込先 市民生活センター（☎ 33・5830、34・3179）

人権・行政問題は相談を

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考え方を広める活動をしている民間ボランティアです。

人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考え方から設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

人権擁護委員は、現在、約1万4,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

●人権擁護委員…人権問題で困っている人からの相談に応じています。

■浅利いつ子さん
相馬
■阿保香代子さん
撫牛子1丁目
■小田桐ミツヱさん
松原東1丁目
■齊藤幸子さん
一町田
■齋藤晶子さん
田町1丁目
■佐藤智彦さん
大久保
■佐藤美津子さん
桜ヶ丘2丁目
■清野光則さん
和徳町

■田中均さん
浜の町東5丁目
■玉川光幸さん
青山2丁目
■鶴谷郁子さん
田町4丁目
■外崎祐一さん
取上2丁目
■比内道治さん
山崎5丁目
■福士滋さん
和田町
■山内賀二さん
駅前町

●行政相談委員…国の行政全般に対する苦情・要望を聞き、解決の手助けをしています。

■飛鳥範子さん
大原2丁目
■板垣肇さん
中野5丁目
■須藤タキさん
百沢

行政相談委員が表彰されました

行政相談委員の野呂真正さん、三上トキさんが、日ごろの功績をたたえられ、総務大臣から表彰されました。

■問い合わせ先 市民生活センター（☎ 33・5830、34・3179）